コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　FUJI SOFT INCORPORATED

最終更新日：2017年3月21日
富士ソフト株式会社
代表取締役　社長執行役員　坂下智保
問合せ先：045-650-8811
証券コード：9749
http://www.fsi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは「基本理念」に基づき、「ＩＣＴの発展をお客様価値向上へ結びつけるイノベーション企業グループ」を目指して活動してまいります。下記の施策を推し進めることで、経営の健全性、効率性を確保するとともに経営の透明性を高めていくことによりコーポレート・ガバナンスの充実を図り、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を図っております。

(1) 業務執行責任の明確化、事業運営の効率化及びスピードアップ、取締役会をスリム化し意思決定の迅速化・経営監督機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。
(2) 会社としての機関設計は監査役会設置会社を採用していますが、任意の機関として社外取締役も委員として参加する指名・報酬・倫理委員会を設置し、取締役会に付議する重要事項を事前に審議しています。
(3) 全ての社外役員は、東京証券取引所が定める独立役員の判断基準の要件を満たすとともに、社外の公正な立場から監督及び助言を行うことができ、かつ高い見識、出身分野における豊富な知識と経験をあわせ持っています。

＜基本理念＞
もっと社会に役立つ
もっとお客様に喜んでいただける
もっと地球に優しい企業グループ
そして「ゆとりとやりがい」

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの各原則について全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】

(1) 保有に係る方針
政策保有株式は、事業戦略、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、企業価値を向上させるために保有しています。保有意義が乏しいと判断される銘柄は市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を検討することを基本的な方針としています。
　企業価値向上については、当社の成長に必要かどうか、取得目的の達成状況や取得時以降の採算性の変化を定期的に確認しています。また、減損等リスク管理の面において継続保有の合理性についてモニタリングしています。
　その結果を、定期的に取締役会に報告しています。

(2) 議決権行使の方針
政策保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合し、発行会社の効率的かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかなどを総合的に勘案し判断して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】

当社では、取締役・執行役員及び取締役・執行役員が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしています。
　当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しています。

【原則3-1　情報開示の充実】

(1) 会社の経営理念や経営戦略、経営計画
　経営理念や経営戦略、中長期経営計画を当社ウェブサイト、決算説明資料にて開示しています。
http://www.fsi.co.jp/ir/management/index.html

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
「1．　基本的な考え方」をご参照下さい。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
取締役及び監査役の報酬等の額の決定に関する方針をコーポレート・ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書等にて開示しています。

(4) 経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補の指名の方針と手続
執行役員の選任と取締役・監査役候補の指名に当たっては、取締役会の決議前に社外取締役をメンバーに含む経営委員会にて「役員人事基準」の定めに則り事前に審議しています。

(5) 取締役・監査役の選任・指名にあたっての個々の説明
個々の選任・指名に関する情報については、当社ウェブサイトにおいて公表しております株主総会招集ご通知の株主総会参考書類に記載のとおりです。
http://www.fsi.co.jp/ir/soukai/meeting.html

【補充原則4-1-1　取締役会から業務執行を担当する役員に対する判断・決定の委任の範囲】

業務執行責任の明確化、経営監督機能強化等を図るため、執行役員制度を導入し、法令又は定款上、取締役会が決議しなければならない事項及び「取締役会規程」に定める重要な執行案件を除き、取締役会は、経営会議及び担当執行役員に業務執行の決定権を委任しています。

【原則4-8　独立社外取締役の有効活用】

当社では、独立社外取締役を2名選任しており、取締役会において経営陣から独立した客観的な立場での意見を活発に述べることで、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与しています。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社では、独立性判断基準として、東京証券取引所が定める独立役員の判断基準に加えて、社外の公正な立場から監督及び助言を行うことができ、かつ高い見識、出身分野における豊富な知識と経験を持つ人物を独立社外取締役として指定することとしています。

【補充原則4-11-1　取締役の選任に関する方針・手続き】

当社の取締役会は、現状、取締役7名、監査役4名で構成しています。取締役会の客観性保持のために、取締役は複数の社外取締役を選任し、監査役は過半数を社外監査役とすることを基本的な考え方としています。
　取締役は「役員人事基準」に基づき経営委員会の審議結果に基づき取締役会で選任を行っています。
　社外取締役は「役員人事基準」に加え社外役員の独立性判断基準に基づき経営委員会の審議結果に基づき取締役会で選任を行っています。

現状、当社取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模については、現時点での事業規模・事業内容・業績を鑑みて適切なものとなっており、今後も事業内容等に応じた最適なものとなるよう柔軟に対応してまいります。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社役員の兼務】

当社では、社外取締役・監査役の、他の上場会社の役員兼任及び他の職業に従事することに関しては取締役会の報告事項としています。
　その他の取締役に関しては、非上場会社も含めて他社役員の兼務及び他の職業に従事することは取締役会の決議事項とし、当社の業務執行に支障のない範囲で承認することとしています。
　取締役会で決議・報告した取締役・監査役の兼任状況は、株主総会招集ご通知の事業報告に記載しています。
http://www.fsi.co.jp/ir/soukai/meeting.html

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価】
取締役会全体の実効性についての分析・評価結果概要は次のとおりです。

(1) 当社の取締役は当社の社外役員に関する独立性基準を満たす社外取締役2名を含めた7名であり、事業規模・事業内容・業績を鑑みて取締役会の規模及び構成は適正である。
(2) 取締役会は月次定例取締役会、決算取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、開催頻度は適正である。
(3) 法令及び定款の規定により取締役会決議事項とされている事項ならびに人事・財務・事業等の経営戦略及び重要な業務執行について適正に決議・報告がなされている。
(4) 社外取締役2名は、独立した客観的な立場に基づき、高い見識と幅広い見地から、当社の事業運営への適切な監督と助言を行っている。また、任意の委員会として、代表取締役2名と社外取締役2名で構成される経営委員会を4回開催し、役員の指名、報酬、その他重要な事項について審議を行い、その結果については取締役会へ付議されている。
(5) 4名の監査役(うち2名は当社の社外役員に関する独立性基準を満たす社外監査役)の多様な経歴に基づく客観的、専門的見地からの有益な意見により、取締役会において活発な審議が行われている。
(6) 各取締役・監査役が必要とする情報は円滑に提供されている。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング】

取締役・監査役がその責任を適切に果たすために必要なトレーニング等を実施しています。
　業務執行取締役は、定期的に経営課題をテーマとしたディスカッションや外部見識者を招いた勉強会を行う等、適宜実施しています。
　社外取締役・社外監査役が就任する際に、当社事業に関する基本的事項を説明するとともに、その後も必要に応じて経営課題等について情報提供を行っています。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主または投資家からの対話の申込みに対しては、IR担当役員を選任し、広報部門、財務・経理部門、総務部門、その他関係部門が連携して対応を行っています。
　機関投資家に対しては、決算説明会を四半期に1回開催するとともに、当社ウェブサイトにおいて決算関連資料を開示しています。また個人投資家向けの窓口を当社ウェブサイトに設置しており、株主との建設的な対話ができるよう、環境を整備しています。

個別面談の申込みがあった場合は適宜対応を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エヌエフシー	3,228,400	9.58
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,024,400	6.01
野澤 宏	1,545,330	4.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,416,700	4.20
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,267,474	3.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	954,400	2.83
新井 隆二	860,700	2.55
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	728,155	2.16
野澤 則子	629,078	1.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	618,200	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

上記のほか当社所有の自己株式2,458,115株(7.29%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

1. 当社定款に定めある事項

(1) 剰余金の配当の決定機関
当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めております。これは、配当政策を機動的に実施することを目的とするものです。

(2) 取締役の定数

当会社の取締役は30名以内とする旨を定款に定めております。

(3) 取締役の選任の決議要件
当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、
その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(4) 株主総会の特別決議事項
当会社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が
出席し、その議決権の3 分の2 以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を
緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(5) 取締役及び監査役の責任免除
当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）が、
期待される役割を十分に発揮できるように、取締役会の決議によって損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる旨を
定款に定めております。
当社は社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、
職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い金額とする
責任限定契約を締結しております。
当社は社外監査役全員及び生嶋滋実氏との間で、会社法第427条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償
責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しておりま
す。

２．子会社に関する事項

当社は、上場子会社としてサイバネットシステム㈱、㈱ヴィンクス、サイバーコム㈱、富士ソフトサービスビューロ㈱の4社を
有しております。当社は、当社企業集団における業務の適正を確保するための体制と致しまして、以下(1)～(5)の体制を構築しております。

(1) 当社のグループ会社に共通の『グループ会社憲章』を定め、グループ会社の取締役、執行役員及び従業員が一体となった
遵法意識の醸成を図る。

(2)当社取締役、監査役、執行役員及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、
グループ会社管理部門は『関係会社管理規程』に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、
グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。

(3) 内部監査部門は、グループ会社各社に対する内部監査を実施する。

(4) グループ会社及びその取締役、執行役員及び従業員が当社グループ会社における重大な法令違反及び業務の適正性を欠く
事実を発見した場合は、直ちにグループ会社管理部門担当役員に報告する。

(5) 内部通報部門に、グループ会社各社の取締役、執行役員及び従業員が、当社及び当社のグループ会社のコンプライアンスについて、
直接通報できる窓口を設ける。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	30 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
二見常夫	他の会社の出身者								△			
油田信一	学者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

二見常夫		東京電力株式会社の出身であり、当社は同社との間に一般的な消費取引がありますが、その取引の性質上、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の事業運営への適切な監督・助言を行って頂いていることから、当社社外取締役に選任しております。 また、同氏は、当社との直接の利害関係を持たない社外の有識者として招聘しており、経営陣からの独立性も確保されております。それにより、経営の監督機能の強化を図っております。
油田信一		―――	当業界出身ではない客観的な視点を持ち、かつ最先端技術の推進活動を通した情報工学の分野における高度な学術知識を有しており、これらの視点・知識を活かして当社の事業運営への適切な監督・助言を行って頂いていることから、当社社外取締役に選任しております。 また、同氏は、当社との直接の利害関係を持たない社外の有識者として招聘しており、経営陣からの独立性も確保されております。それにより、経営の監督機能の強化を図っております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	経営委員会（指名・報酬・倫理）	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営委員会（指名・報酬・倫理）	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は会社法に基づく委員会設置会社ではありませんが、取締役会のアドバイザリーボードとして、社外取締役を交えた指名・報酬・倫理委員会を設置しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役・会計監査人は、監査体制・監査計画・監査実施状況について会合を行い、意見交換をしております。
監査役・内部監査部門は、監査体制・監査計画・監査実施状況等について会合を行い、意見交換をしております。
監査役は監査役の職務を補助すべき使用人を任命する必要がある場合には、当社の使用人に対し、監査業務に必要な命令をすることができる体制を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
元石一雄	他の会社の出身者										△			
石井茂雄	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
元石一雄	○	公益財団法人日本生産性本部の出身者であり、当社は同法人に加入し会費を支払っていますが、会費の額、入会の目的等に照らして株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略します。	生産性運動・人事政策等に関する活動を通した深い知識と経験を有しており、当社の事業運営への適切な監査を行って頂いていることから、当社社外監査役に選任しております。 なお、同氏は当社との直接の利害関係を有しておらず、jを除き上記aからlのいずれの要件にも該当しないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れは無いため、独立役員として指定しております。
石井茂雄		―――	過去における企業経営への関与は社外役員としての経験となりますが、公認会計士として財務・会計の専門知識を有しており、これらの知識を活かして当社の事業運営への適切な監査を行って頂いていることから、当社社外監査役に選任しております。 また、同氏は、当社との直接の利害関係を有しておらず、中立的・客観的立場からの意見を頂戴しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、あわせて当社の執行役員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、平成25年7月23日の取締役会において執行役員18名に対し、合計164,000株付与いたしました。

ストックオプションの付与対象者	その他

該当項目に関する補足説明

当社執行役員に対して付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の年間報酬額
取締役7名184,850千円
監査役5名29,381千円
合計12名214,231千円
(うち社外5名26,178千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1.取締役の報酬等
取締役(非常勤取締役を含む)の報酬等は、基本報酬と賞与により構成しており、その総額を株主総会において定めております。
基本報酬については、役職別ならびに取締役の等級・号別に定める額を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、取締役会決議により決定しております。賞与については、基本報酬を基に、一定の算定式および業績に応じて決定しております。
なお、取締役退任時には、株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき決定した額を支給いたします。
2.監査役の報酬等
監査役(非常勤監査役を含む)の報酬等は、基本報酬と賞与により構成しており、その総額を株主総会において定めております。
基本報酬については、監査役の等級・号別に定める額を基に、株主総会で決議された総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。賞与については、基本報酬を基に、一定の算定式により決定しております。
なお、監査役退任時には、株主総会の決議を経て、別に定める役員退職慰労金規程に基づき決定した額を支給いたします。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたって、必要な案件につきましては、取締役及び監査役に対して事前資料の配布及び事前説明を行っております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役会設置会社であり、法令に定められている株主総会、取締役会及び監査役会を設置しています。取締役会は、社外取締役2名を含む8名で構成され、また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員も出席し、毎月1回定例に、必要に応じて臨時に開催されており、法令に定められた事項のほか経営に関する重要議案について全て決議しています。
取締役会の定める経営方針に基づく、重要な業務執行に係る事項の審議機関として、取締役・常勤監査役・執行役員が出席する経営会議(月2回または必要に応じて臨時に開催)を設けています。また経営会議の審議に資するため、目的別に戦略会議や全社連絡会議を設け、十分な協議・調整等をしています。
特定事項について、目的別にＣＳＲ推進委員会、内部統制委員会、リスク・コンプライアンス委員会、褒賞及び懲罰委員会等を設け、それぞれの所管事項を審議・調整等しています。

その他、執行役員制度を導入し、取締役会の戦略決定及び業務監督機能と執行役員の業務執行機能の分離を明確にするとともに、主要な業務部門には、業務に習熟した執行役員を責任者として配し、迅速な業務執行を図っています。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は、「社外視点」を重視した透明性の高い経営や、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制の構築を図るため、現状のコーポレート･ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の方に参加頂き、株主総会の活性化の為、集中日を回避しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の方の利便性を考慮し、議決権行使の円滑化を図る為、電磁的方法による議決権行 使を導入しています。 また、当社では当日出席株主の各議案に対する意思を反映させるため、株主総会の議場において電子機器端末を使用した投票システムによる投票を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し ております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社の株主構成を勘案し、海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しており、招集通知（狭義の招集通知と参考書類）の英訳を当社ホームページ及び金融商品取引所のウェブサイトに開示しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	【IR活動の目的と基本方針】 当社は開示情報を公平かつ適時、正確に提供することを基本方針といたしております。 【開示する情報について】 当社は、金融商品取引法および東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」）」に沿って情報開示を行っております。 【情報開示の方法について】 当社が開示する情報は、TDnet (Timely Disclosure network：東京証券取引所が提供している適時情報伝達システム)への登録、複数のメディアへの資料配布（プレスリリース）及び当社のホームページでの掲載等の方法によって開示しております。 【未公開の重要事実について】 当社が印刷物、ホームページ、電話によるお問い合わせ、取材等において公開いたします情報は、当社に関し既に発表（開示）されたか、もしくは周知の情報とさせて頂きます。 【IR活動自粛期間について】 決算情報の漏洩防止のため、決算日翌日から決算発表までを「IR活動沈黙期間（クワイエットピリオド）」とし、IR活動を自粛いたします。この期間中は、決算内容に関するコメントを一切差し控えさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期及び第２四半期は決算説明会を実施しております。 また、第１四半期及び第３四半期は電話会議により説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.fsi.co.jp/ir/index.htmlにて、決算情報及び株主総会情報、ならびにファイリング資料等の投資家向け情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	コーポレートコミュニケーション部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	平成10年にISO14001を認証取得致しました。「アマゾンの緑を守る」をスローガンに、各種環境保全活動を社内で展開しております。その他、全日本ロボット相撲大会を毎年開催することによる技術人材育成、また、お客様との関係・人権に関する考え方等倫理事項をまとめた役員心得・社員心得の作成及び社内徹底等、CSR活動を展開しております。また、平成19年度よりCSR推進委員会を設置し、組織的な活動、全社展開を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

〔1〕職務執行の基本方針
当社は、次の基本理念を掲げ、全ての役員(取締役、監査役及び執行役員またはこれらに準ずる者)及び従業員(正社員、嘱託社員、臨時社員、協力会社社員その他当社の業務に従事する全ての者)が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

〔基本理念〕
もっと社会に役立つ
もっとお客様に喜んでいただける
もっと地球に優しい企業グループ
そして「ゆとりとやりがい」

当社はこの基本理念の下、適正な職務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築する。
当社は今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく努めるものとする。

〔2〕内部統制システム構築に関する基本方針
当社は当社の業務ならびに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保する体制のために、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の基本方針を取締役会において決議し体制の整備に努める。

1．当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴ 代表取締役社長は『グループ会社憲章』、『役員心得』及び『社員心得』を制定し、繰り返しその精神を取締役、執行役員及び従業員に伝えることにより、法令等遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
⑵ 代表取締役社長は、『コンプライアンス規程』を定め、リスク・コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部門を設置し、法令等遵守に係る実践計画の策定や各種研修等を通じた法令等遵守啓発活動のほか、経営上の重要事項に関する適法性チェックなどを行う。
⑶ 代表取締役社長は、内部通報部門を設け、法令定款違反その他の不正行為等の早期発見に努める。報告・通報を受けた内部通報部門はその内容を調査しその結果を代表取締役社長に報告する。代表取締役社長は、再発防止策を決定し、全社的に実施させる。特に、取締役との関連性が高い重要な問題は直ちに取締役会、監査役会に付議し、審議を求める。
⑷ 当社は社外取締役を設置する。社外取締役は、取締役の職務を執行する体制が整備・確保され実践されているかを監視し、対外的透明性を確保する。
⑸ 代表取締役社長は、内部監査部門を設け、内部監査部門は、各部門の活動が法令・定款・社内規程等に沿って行われていることを検証する。
⑹ 内部監査部門は定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏無きよう確認し、必要に応じ、監査方法の改定を行う。
⑺ 監査役及び内部監査部門は、都度連携の上、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
⑻ 代表取締役社長、監査役会、会計監査人は情報の交換に努め、定期的に取締役会にその結果を報告する。
⑼ 代表取締役社長は、当社内にグループ会社管理部門を設け、グループ会社管理部門は、子会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導・支援を実施する。
⑽ 子会社は法令定款違反その他の重要な不正行為等が発見された場合は当社グループ会社管理部門に報告を行う。
⑾ 重要な子会社はコンプライアンスに関する規程を定め、自ら法令等遵守の体制を構築し、法令遵守等の状況について、定期的または必要に応じて、当社グループ会社管理部門に報告を行う。
2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
⑴ 取締役会は、『文書管理規程』を定め、これにより、各担当取締役は次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ）を関連資料とともに、保存する。
1）株主総会議事録
2）取締役会議事録
3）稟議書
4）取締役を最終決裁権者とする契約書
5）重要な会議の議事録
6）その他『文書管理規程』に定める文書
⑵ 前項各号に定める文書の保管期間、保管場所等については『文書管理規程』に定めるところによる。各担当取締役は、取締役または監査役からこれらの文書の閲覧の要請があった場合、すみやかに本社において閲覧が可能な方法で保管するものとする。
⑶『文書管理規程』を改定する場合には、取締役会の承認を得るものとする。
⑷『情報セキュリティ管理規程』を定め、会社の情報資産の保護に関する行動規範を示し、高水準の情報セキュリティを確保する。
⑸『機密保持規程』を定め、個人情報を含む機密情報の取り扱いならびに管理体制を明確にする。
3．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
⑴ グループ会社管理部門は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から経営上の重要事項について発生の都度報告を受ける。
⑵ グループ会社管理部門は、技術、生産、営業、販売等の諸問題について、必要のある場合は連絡会議を開催し、当社及び子会社の情報を相互に共有する。
4．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴ 当社の企業リスクに対応するために、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク毎に管理・対応部門を決定し、適切な処置を講じるものとする。
⑵『リスクマネジメント規程』を定め、当社の事業等のリスク（受託ソフトウェア等の開発・アウトソーシング業務の請負・機密情報の管理・固定資産の減損会計適用に伴うリスク等）、その他の重大な障害・瑕疵、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、リスク・コンプライアンス委員会で対策を検討し、しかるべき予防措置を講じるものとする。また、緊急時の対応策を定め、危機発生時にはこれに基づき対応する。
⑶ 全社的な危機が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会が対策を検討し、適切な対応を行うものとする。
⑷ 各事業グループ全体にまたがるリスクの監視、ならびに管理・監督・指導・牽制を行う本社部門は、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、その内容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに主管部門に通報し、主管部門はコンプライアンス統括部門と連携の上、対策を検討し、是正措置を講じるものとする。
⑸ 内部監査部門は、監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は、その内

容及びそれがもたらす損失の程度について直ちに代表取締役社長に報告し、代表取締役社長は是正措置を講じるものとする。
⑹ 内部監査部門は『内部監査規程』に基づき関連する個別規程（『経理規程』等）、基準、要領などの整備を各部門に求めるとともに報告するよう指導する。
⑺ グループ会社管理部門は、子会社における損失の危険を管理する体制を構築するための指導･支援を実施する。
⑻ 子会社は著しい損失の危険のある業務執行行為が発見された場合はグループ会社管理部門に報告を行う。
⑼ 重要な子会社は、リスク管理の基本方針を定め、自らリスク管理を行なう。重要な子会社は、リスク管理の状況について、定期的または必要に応じて、当社のグループ会社管理部門に報告をする。
⑽ 内部監査部門は、重要な子会社に対して、リスク管理の状況についての内部監査を実施する。
5．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴ 経営計画に基づき年度事業計画を策定し目標達成のため活動する。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に確認を行う。
⑵ 業務執行については、『取締役会規程』により定められている事項及びその付議基準に該当する事項全てを取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとるものとする。
⑶ 業務執行責任の明確化、事業運営の効率化及びスピードアップのために執行役員を配置し、取締役から業務執行に係る大幅な権限委譲を行うことにより、取締役会をスリム化して意思決定の迅速化、経営監督機能強化を図る。
⑷ 日常の職務執行に際しては、『組織規程』『業務分掌規程』『職務権限規程』に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
⑸ グループ中期経営計画を策定し事業年度ごとに計画達成のための当社方針及びグループ各社に係る方針を定め、当社及びグループ各社の事業計画に基づく連結事業計画を作成する。
⑹ 当社及びグループ各社の資金調達の効率化のためにグループファイナンス制度を導入する。
6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
⑴ 当社のグループ会社に共通の『グループ会社憲章』を定め、グループ会社の取締役、執行役員及び従業員が一体となった遵法意識の醸成を図る。
⑵ 当社取締役、監査役、執行役員及び従業員が必要に応じてグループ会社の取締役及び監査役を兼任するとともに、グループ会社管理部門は『関係会社管理規程』に基づきグループ会社の業務を所管する部門と連携し、グループ会社における法令遵守及び業務の適正性を確保するための指導･支援を実施する。
⑶ 内部監査部門は、グループ会社各社に対する内部監査を実施する。
⑷ グループ会社及びその取締役、執行役員及び従業員が当社グループ会社における重大な法令違反及び業務の適正性を欠く事実を発見した場合は、直ちにグループ会社管理部門担当役員に報告する。
⑸ 内部通報部門に、グループ会社各社の取締役、執行役員及び従業員が、当社及び当社のグループ会社のコンプライアンスについて、直接通報できる窓口を設ける。
7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
　監査役は必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な事項を命令することができ、その結果は監査役会に報告することとする。
8．前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
⑴ 監査役会は前号の使用人の人事異動について、事前に内部監査部門担当役員から報告を受けるとともに、必要に応じ、理由を付して当該人事異動につき変更を内部監査部門担当役員に申し入れることができるものとする。また、前号の使用人を懲戒に処する場合には、内部監査部門担当役員はあらかじめ監査役会の承諾を得るものとする。
⑵ 前号の使用人は、他部門の使用人を兼務しないものとし、もっぱら監査役の指揮命令に従うものとする。
9．当社の取締役及び使用人、ならびに当社子会社の取締役、監査役及び使用人が当社監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
⑴ 当社の取締役、執行役員及び従業員ならびに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うものとする。
⑵ グループ会社管理部門及びグループ会社管理部門担当役員は、コンプライアンスに関わる重要事項、損失の危険のある業務執行行為、ならびに重大な法令違反及び業務の適正性を欠く事実につき子会社から報告を受けた場合は、監査役に報告を行うものとする。
10．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
⑴ 当社監査役へ報告を行った当社執行役員及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けないこととする。
⑵ 当社監査役へ報告を行った子会社の監査役、執行役員及び従業員が、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止することとし、その旨を、子会社に指導するとともに、子会社の監査役、執行役員及び従業員に周知徹底する。
11．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払または償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を負担するものとする。
12．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社は、監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保する。監査役は必要に応じて各業務を執行する取締役、執行役員及び各従業員からの個別のヒアリングの機会を設け、代表取締役社長、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を行う。
13．財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制
　当社は、会社法及び金融商品取引法に定める財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、その有効性を定期的に評価して内部統制報告書を取締役会に報告する。
14．反社会的勢力に対する体制と整備
　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体及び個人には断固たる態度を取り、このような勢力、団体及び個人とは一切の関係を持たないことを基本方針とする。また、その旨を『役員心得』『社員心得』に明文化し、また社内研修活動を通じて全社員への周知徹底を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体及び個人には断固たる態度を取り、このような勢力、団体及び個人とは一切の関係を持たないことを基本方針とし、その旨を『役員心得』『社員心得』に明文化して社内研修活動を通じて全社員への周知徹底を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。
(1)情報の開示方針
当社は、株主及び投資家の皆様に公正かつ正確な情報を提供するため、東京証券取引所が定める適時開示規則に準拠して、情報及びその他の重要な情報を適時に公開しております。
また、当社グループを理解していただくために有用と判断した情報についても、積極的に開示しております。
(2)情報の開示方法
適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い東京証券取引所への事前説明後、同取引所が提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）へ登録し、東京証券取引所内の「兜倶楽部」にて同一資料を投函すると共に、当社ホームページにて掲載しております。
(3)情報の開示に係る社内体制
情報取扱責任者は、有価証券上場規程等に定める投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営又は業績に関する情報を認識した場合は、その旨を代表取締役社長に報告すると共に、情報管理部門と協議しております。
当該開示資料の作成は主に経理部門が法令･規則等に準拠して作成し、広報担当部所と連携し、速やかに開示の手続きを行っております。
開示資料は、情報取扱責任者と協議後、代表取締役社長に提出し取締役会の決議を経て適時、適切に開示しております。
(4)各種情報の管理
当社グループの内部情報の管理については、当社が定める「情報開示管理規程」に基づいて情報管理を徹底し、秘密保持及びインサイダー取引の未然防止に努めております。

株　主　総　会

選任/解任

選任/解任

選任/解任

グループ会社憲章、役員心得、社員心得

取締役会
〔取締役8名〕
(うち社外取締役2名)

諮問

報告・助言

経営委員会
＜指名委員会＞
＜報酬委員会＞
＜倫理委員会＞

監査役会
〔監査役4名〕
(うち社外監査役2名)

報告

意見交換会

会計監査人

報告

取締役会規程で定める
事項の決議

意見交換会

報告

選任/再任の決定
会計監査相当性の判断

指示

指示/監督

報告

代表取締役
社長

指示

指示

指示

報告

指示

コンプライアンス統括部門

報告

監査役の補佐

内部監査部門

報告/通報

業務監査

連携

報告

報告

内部通報部門

報告

経営会議
＜事業遂行に係る重要事項の決裁＞

統括

内部通報窓口

会計監査

報告

連携

戦略会議
＜経営戦略・事業戦略を検討＞

報告

報告

リスク・コンプライアンス
委員会
〈リスクマネジメントに関する重要事項
の協議・基本方針を確立する意思決
定機関〉

危機管理防災本部
＜外的要因による損失危機が発生
した場合、対策・指示を講ずる＞

報告

指示

報告

報告/通報

各　事　業　部　門（執行役員）

グループ会社
管理部門

報告

指導支援/内部統制モニタリング

関　係　会　社

グループ会社取締役会
グループ会社監査役会